



地方税共同機構 基本資料集

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

20th
エルタックス
2005 **eLTAX** 2025

組織概要・沿革・意思決定機関等

地方税共同機構について

○名称 地方税共同機構（地方税法に基づく地方共同法人）

○根拠法 地方税法（昭和25年法律第226号）

第761条 地方税共同機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

○設立 平成31年4月1日

※（一社）地方税電子化協議会、全国地方税務協議会、OSS都道府県税協議会の権利及び義務を承継

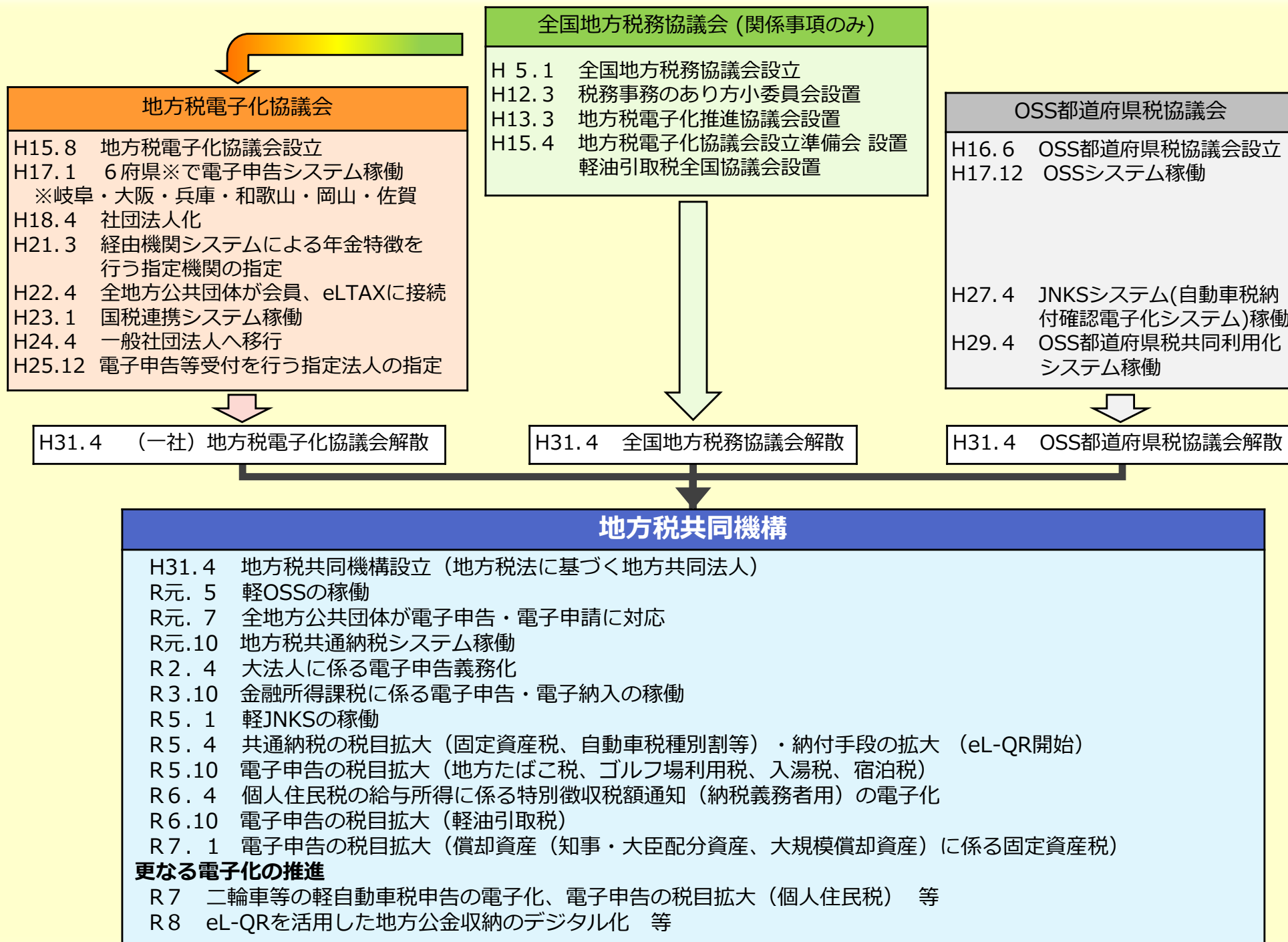
○職員数（令和7年4月10日現在）※派遣会社からの派遣職員等を含む
83名（うち地方団体からの派遣職員49名）

○業務

地方税に関する電子手続のポータルシステムである^{エルタックス}eLTAX（※）や自動車税等関係手続システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動等

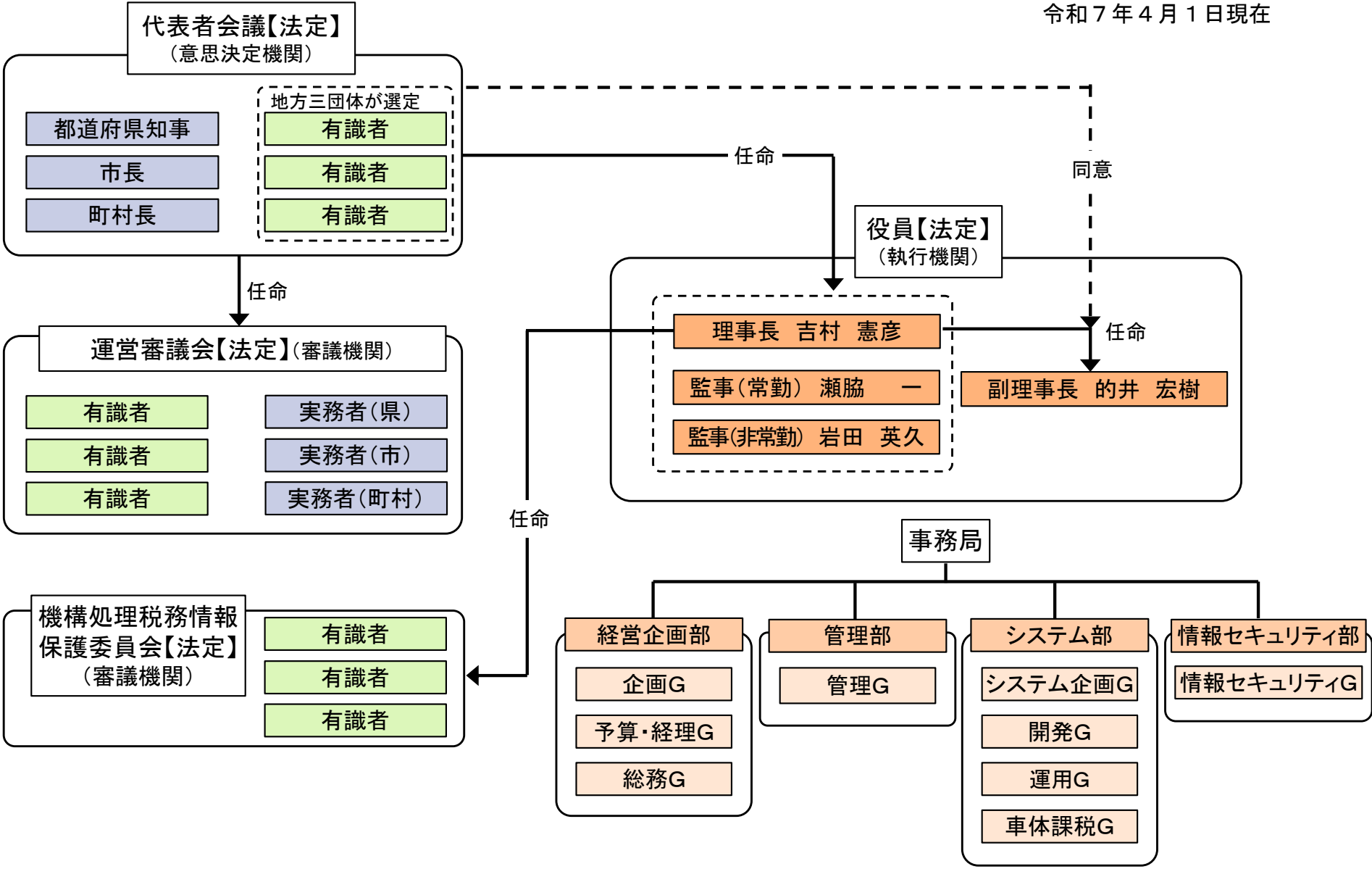
^{エルタックス}※ eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告、申請、納税などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム
令和5年4月から、新たに、地方税統一QRコード等を用いた地方税の電子納付の運用を開始

地方税共同機構の沿革



地方税共同機構の機関等構成

令和7年4月1日現在



代表者会議・運営審議会・機構処理税務情報保護委員会

令和7年4月1日現在

1. 代表者会議（意思決定機関）

議決事項：定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画 等

- 村岡 嗣政 山口県知事
- 富田 成輝 岐阜県可児市長
- 棚野 孝夫 北海道白糠町長
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
- 佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

【任期】3年
令和10年3月31日まで

2. 運営審議会（審議機関）

付議事項：業務方法書、予算及び事業計画 等

- 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授
- 田中 啓之 大阪大学大学院高等司法研究科准教授
- 山口 利恵 東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
- 長嶋 賢治 富山県経営管理部税務課長
- 齊藤 禎裕 茨城県日立市総務部参事補市民税課長
- 吉本 高宏 石川県津幡町町民生活部税務課長

【任期】2年
令和9年3月31日まで

3. 機構処理税務情報保護委員会（審議機関）

付議事項：機構処理税務情報の保護に関する事項 等

- 佐々木良一 東京電機大学名誉教授、同大学サイバーセキュリティ研究所客員教授
- 岡村 久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授、京都大学大学院医学研究科講師
- 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授

【任期】2年
令和9年3月31日まで

代表者会議の概要

1 会議体の目的 及び 設置根拠

機構の業務及び財務の方針を決定する機関

＜地方税法（昭和25年法律第226号）

（代表者会議の設置及び組織）

第768条 機構に、機構の業務及び財務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。

2 委員の構成（定数6人・任期3年）

以下①に掲げる委員と、以下②に掲げる委員各同数で組織（地方税法第768条第2項）

①都道府県知事、市長又は町村長

②都道府県知事、市長及び町村長以外で、法律又は情報システムに関して高い見識を有する者

※都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方三団体）がそれぞれ又は共同して選定

（注）「共同して選定」は②のみ

3 議決事項

次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。（地方税法第769条第1項）

ア 定款の変更

イ 業務方法書の作成又は変更

ウ 予算及び事業計画の作成又は変更

エ 決算

オ 役員の報酬及び退職金

カ その他代表者会議が特に必要と認めた事項

4 活動状況

年2回開催（6月上旬、3月上旬頃）、開催前の事前説明、業務中間報告、随時書面開催

※適宜オンライン方式を活用

運営審議会の概要

1 会議体の目的 及び 設置根拠

機構の業務に関する審議機関

〈地方税法（昭和25年法律第226号）〉

（運営審議会）

第784条 機構に、運営審議会を置く。

2 委員の構成（定数6人・任期2年）

- ・ 地方税、法律又は情報システムに関して高い見識を有する者
- ・ 学識経験者

※いずれも代表者会議が任命

3 審議事項

理事長は、次に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴かなければならない。（地方税法第784条第5項）

ア 業務方法書の作成又は変更

イ 予算及び事業計画の作成又は変更

ウ 決算

エ その他代表者会議が特に必要と認めた事項

法第784条第5項第1号

法第784条第5項第2号（その他定款で定める事項）

4 活動状況

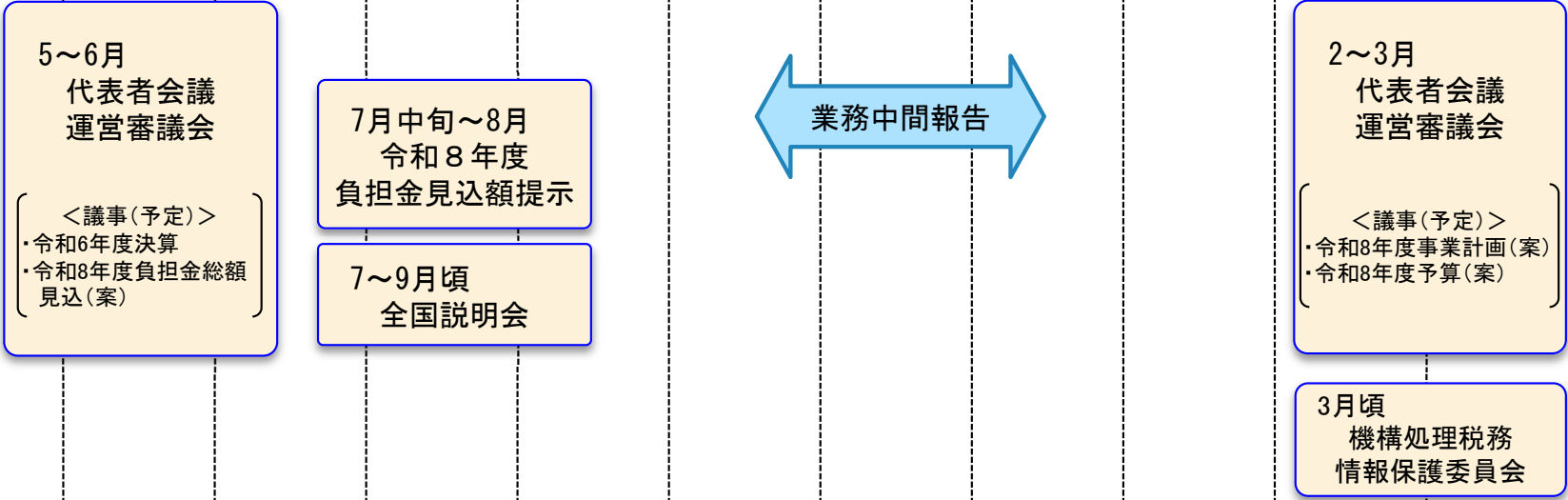
年2回開催（5月末、2月末頃）、開催前の事前説明、業務中間報告、随時書面開催

※適宜オンライン方式を活用

年度の主なスケジュール

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

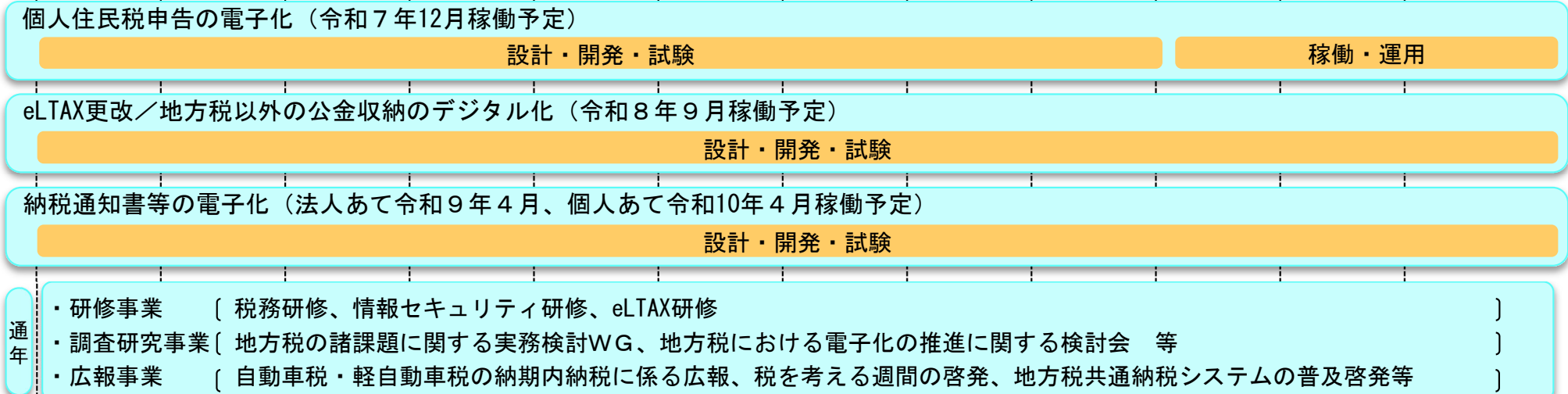
主な会議等



通年

- ・ 検討部会 (eLTAX検討部会、車体課税検討部会、研修・調査研究等検討部会、軽油引取税部会、公金収納検討部会)
- ・ 実務者会議 ・ 全国連絡会議

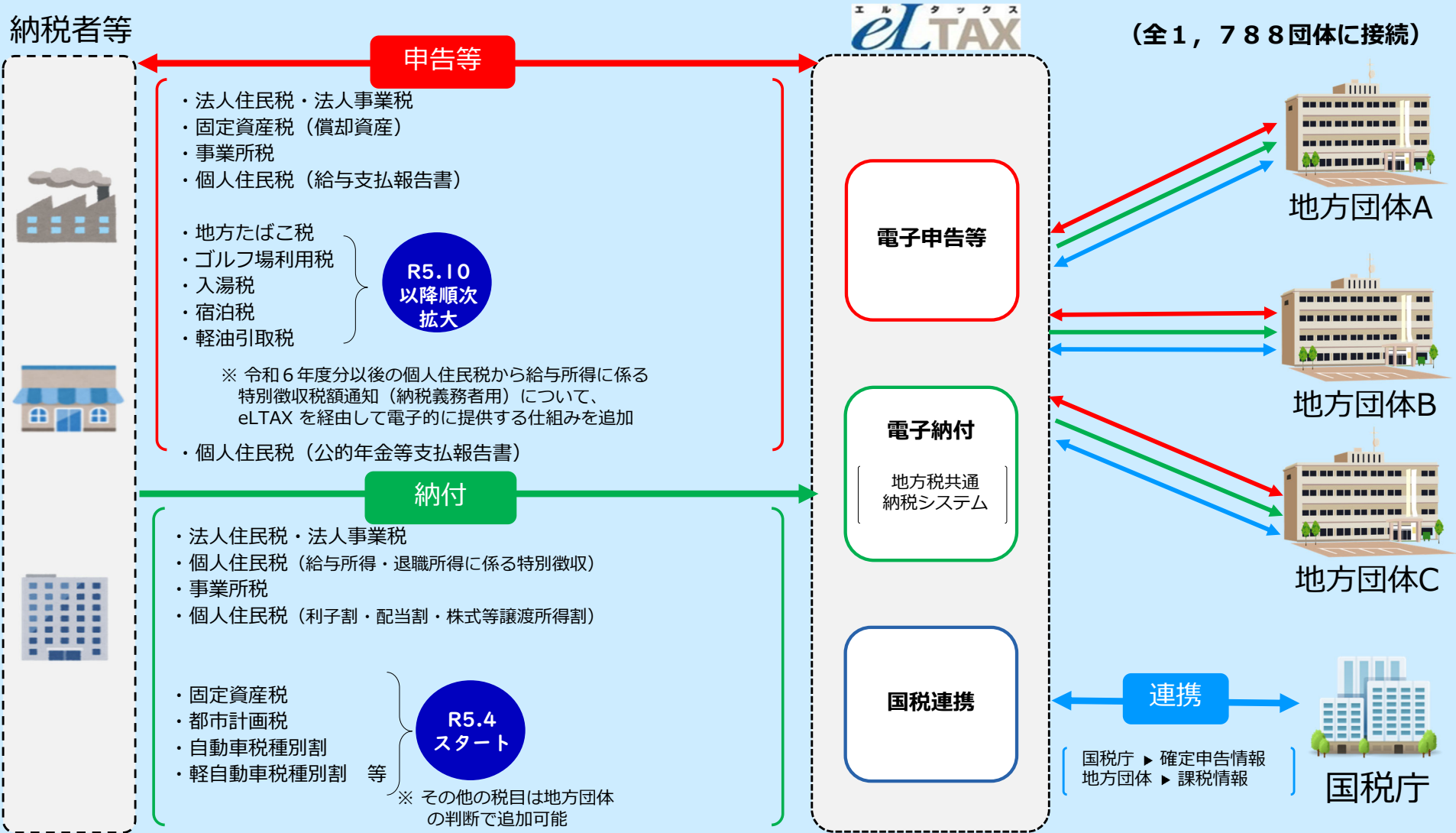
主な事業等



eLTAX・OSSの概要等

eLTAX (エルタックス)の概要

- eLTAXは、インターネットを利用した地方税手続の電子的システム
- 地方税共通納税システムの稼働（令和元年10月～）により、電子申告に加えて「電子納付」が可能
- 複数団体に対する一括した電子申告・電子納付のほか、地方団体と国税庁間の情報連携に活用



1. システムの拡張と組織等の変遷

○eLTAXは、段階的にサービス拡大

○令和5年度から、地方税統一QRコード (eL-QR)によるキャッシュレス納付が可能となったことで、納税金額が約12兆円、納付件数約8,300万件と大幅に利用が拡大。

(単位：千件)

年度	H13~H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
電子申告	-	0.2	6.9	46.9	424.4	1,010	1,952	3,332	4,600	5,669	7,516	8,885	10,080	12,016	13,274	14,481	15,578	17,503	19,057	20,398	21,707
申請届出件数	-	-	-	-	0.027	3	11	27	66	165	229	306	414	523	619	706	787	1,051	1,115	1,160	1,160
電子納税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	410	3,230	7,611	12,146	82,769
電子申告団体数	-	6	56	60	62	328	816	1,092	1,285	1,320	1,788 (47都道府県+1,741市区町村)										
電子納税団体数	-	-	-	-	-	-	-	-	21	22	22										

H18.10 全都道府県接続

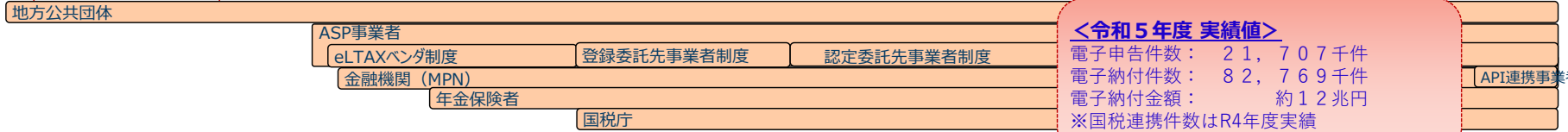
H22.3 全団体接続

H25.1 全団体電子申告可能

<令和5年度実績値>

電子申告件数： 21,707千件
 電子納付件数： 82,769千件
 電子納付金額： 約12兆円
 ※国税連携件数はR4年度実績

連携先



税目・サービス

電子申告・年金特徴

行政手続きの電子化・デジタル化の取組として、
 関係各所からの要請に応え、機能・業務の拡大中

国税連携

H23.1~I期システム	H26.9~II期システム	R1.9~III期システム
H23.1~国税連携 (所得税確定申告)	H25.5~国税連携 (法定調書)	H28.5~国税連携 (住民登録外課税通知)
	H25.6~国税連携 (扶養是正情報等)	

H29.1~給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票提出先一元化
 R2.4~法人開廃業等一元化(バックオフィス連携) R2.11~法人税情報回線連携

1. システムの拡張と組織等の変遷

- ◎ R 7 ・ 4 小型二輪 O S S ・ 軽 J N K S
- ◎ R 7 ・ 5 J N K S 軽 J N K S B C P 恒久対応分
- R 7 ・ 1 2 軽二輪 O S S
- ◎ R 7 ・ 1 2 個人住民税申告
- ◎ R 8 ・ 9 次期更改・公金拡大・二輪税止め
- ◎ R 9 ・ 4 通知の電子化（法人分）
- ◎ R 1 0 ・ 4 通知の電子化（個人分）

車体課税関連システムの概要

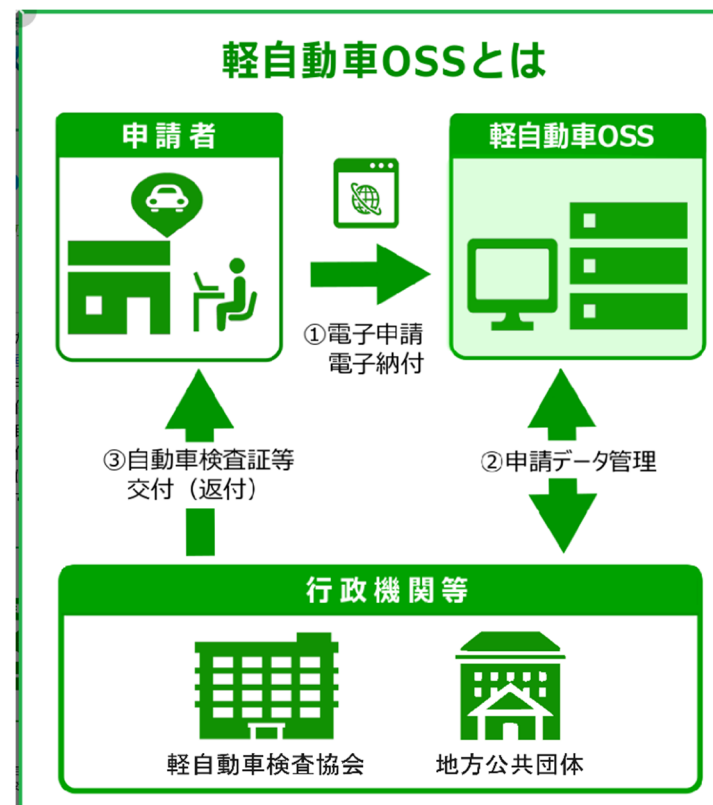
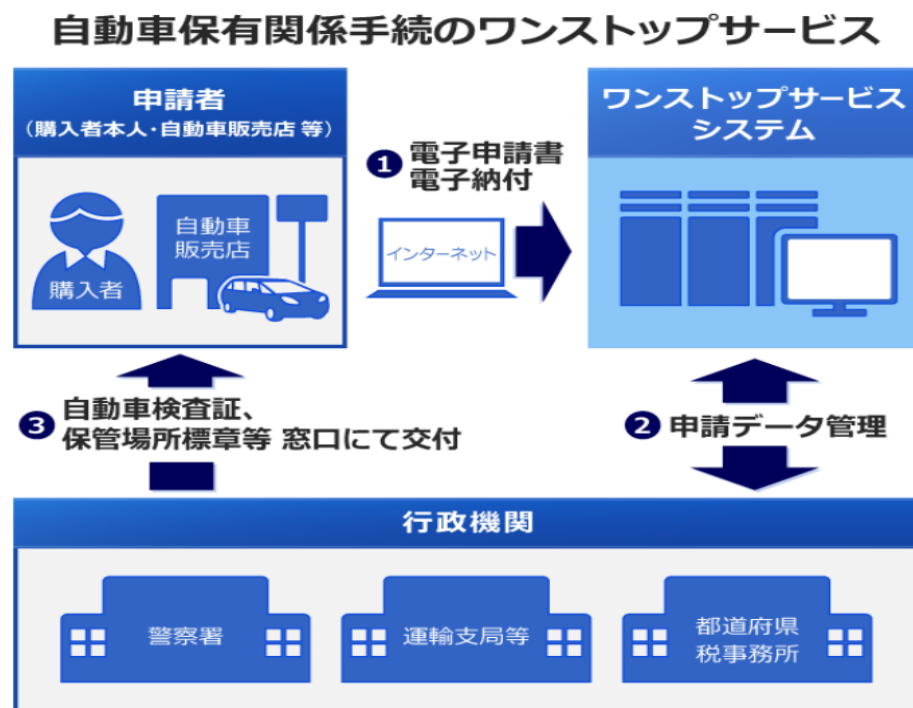
【OSSとは】

○自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム（以下、OSS）は、自動車を保有するための検査登録申請、保管場所証明申請、自動車税（種別割・環境性能割）の申告等の手続と、税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明手数料、自動車税）の手続き等をオンライン申請で一括して行うことを可能としたシステム

【軽自動車OSSとは】

○軽自動車においても同様に、軽自動車版のワンストップサービスが整備されている。

軽自動車を保有するための手続（検査申請、地方税申告等）と税・手数料の納付（検査手数料、自動車重量税、軽自動車税（環境性能割）等）を、オンライン申請で一括して行うことを可能としたシステム



eL-QRを活用した公金収納のメリット

令和7年2月 総務省自治行政市町村課行政経営支援室資料
「eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について【1.0版】」（一部抜粋）

- eL-QRを活用した公金収納は、①住民・事業者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減の3つのメリットの実現を目指すものです。（→資料A・B）

- ①住民・事業者の利便性向上 : 住民のキャッシュレス決済に対するニーズの高まりへの対応として、支払い手段と支払い可能な金融機関の選択肢を広げることができるほか、自治体の区域をまたいで事業活動を行う事業者にとって、公金の支払い手段や支払い可能な金融機関が同一となることで事務負担の軽減が見込まれる。
- ②金融機関の事務負担軽減 : 紙の納付書の仕分け・管理等が金融機関の大きな事務負担となっているが、eL-QRを活用した公金収納では、紙の納付書の仕分け・管理等は不要となり、事務負担の軽減が見込まれる。
- ③地方公共団体の事務負担軽減 : 納付情報が自動でデータ化されるため、入力事務等の省力化が見込まれるほか、スマホ決済アプリ事業者等との契約業務や手数料の交渉を地方税共同機構が行うため、これらの事務負担の軽減が見込まれる。

- 国及び地方税共同機構においては、eL-QRを活用した公金収納の令和8年9月の開始に向けて、eLTAXの改修、関係法令の整備等の取組を進めています。
- 地方公共団体において、令和8年9月からeL-QRを活用した公金収納を開始する場合には、令和7年度からシステム改修等の具体的取組に着手していくこととなります。
- 上記の3つのメリットがあることに加え、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（→資料C）の記載も踏まえれば、eL-QRを活用した公金収納は全国的な導入が期待されます。

eL-QRを活用した公金収納のメリット

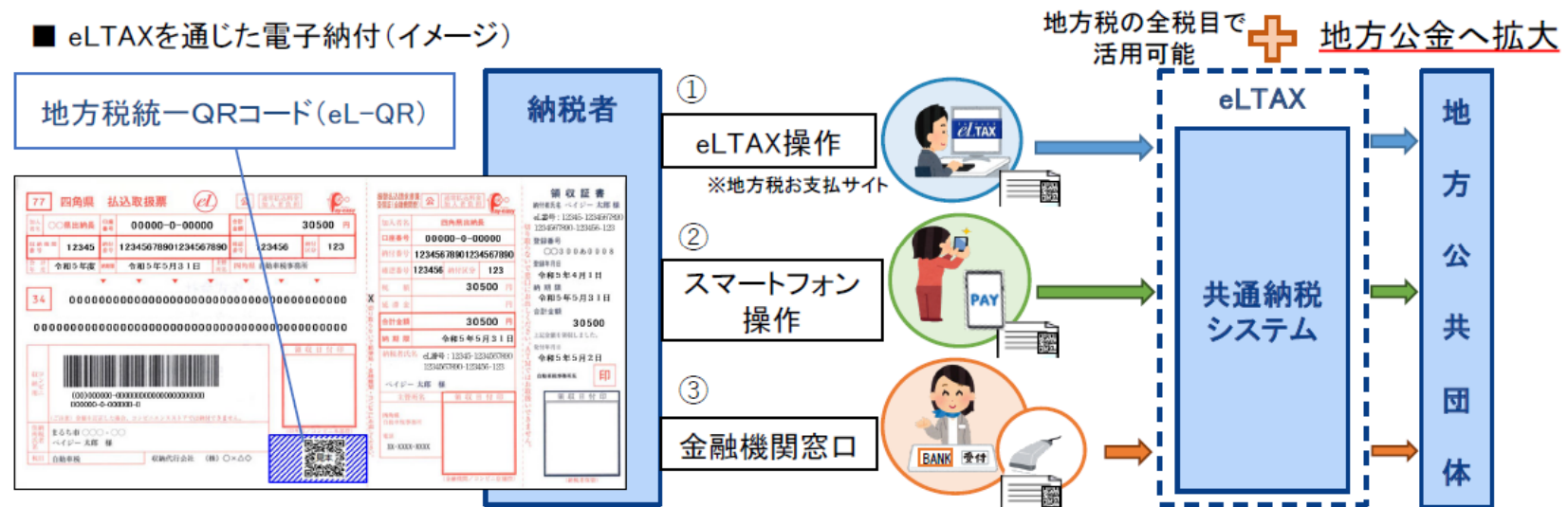
令和7年2月 総務省自治行政市町村課行政経営支援室資料
「eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について【1.0版】」(抄)

資料A

地方公金のeLTAX経由での納付

- eL-QRを活用し、令和8年9月以降、公金の電子納付が可能に
→ 住民や事業者の利便性向上に加え、地方公共団体・金融機関の業務効率化を目指す
- 地方税共同機構、地方公共団体、金融機関、関係省庁と連携して準備を進めているところ
- eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための**財務会計システム等の改修にかかる経費について、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債(仮称)の対象とする**

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



eL-QRを活用した公金納付の対象

- ア いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金 (道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等)
- ウ 普通会計に属する全ての公金 (歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。) 並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

eL-QRを活用した公金収納のメリット

令和7年2月 総務省自治行政市町村課行政経営支援室資料
「eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について【1.0版】」(抄)

資料B

eL-QRを活用した公金収納のデジタル化で実現すること

保険料や水道料金など自治体の公金収納のために推計で年間4億件近い納付書が作成され、その多くが紙・対面での支払

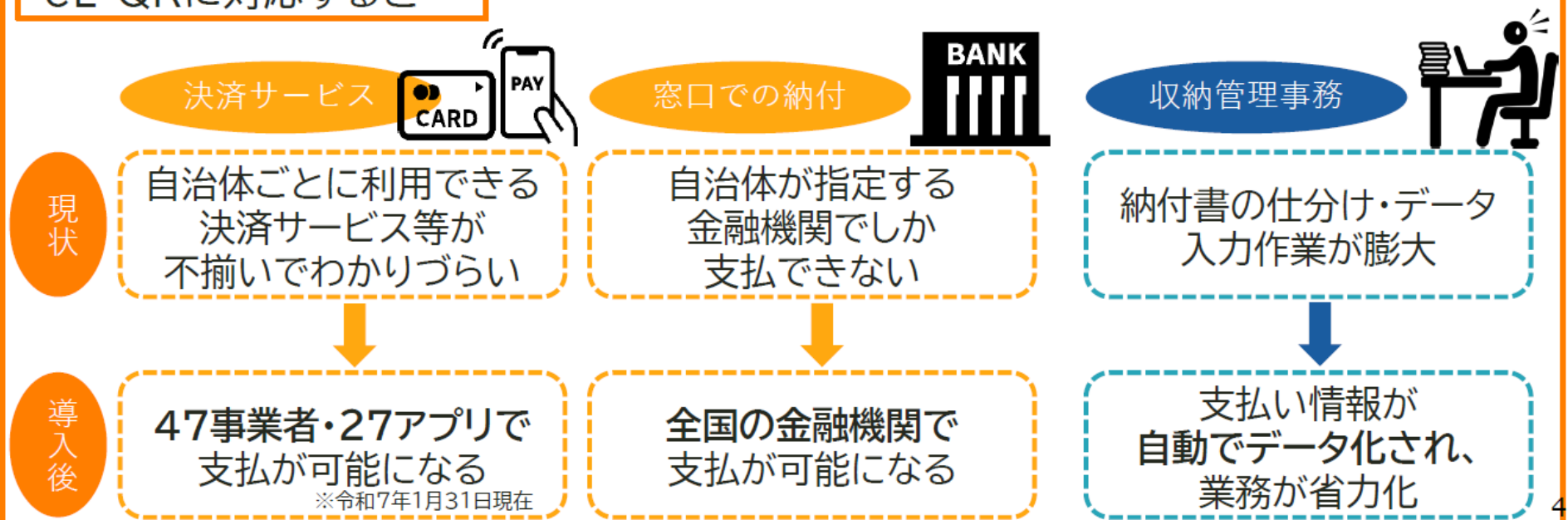
→ 統一のeL-QRを活用し、支払い手段の多様化と収納管理事務の省力化が可能に



eL-QRを表示

- 財務会計システムなど、収納管理に使用しているシステムにコード作成、ファイル連携機能を追加することで可能
- 自治体と決済事業者の契約事務は不要

eL-QRに対応すると…



資料C

規制改革実施計画における公金収納に関する記載

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（遅くとも令和8年9月までに措置）

デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（前段の時期以降速やかに措置）

主な電子化のスケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方税共通納税システムの拡大 （令和5年4月課税分から） ○対象税目の拡大・納付手段の拡大 稼働・運用				
申告・申請等手続の電子化 ○地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税、宿泊税（令和5年10月開始） 設計・開発・試験 稼働・運用 ○軽油引取税（令和6年10月28日稼働） 調達 設計・開発・試験 稼働・運用 ○固定資産税 償却資産（知事・大臣配分資産、大規模償却資産）の申告（令和7年度課税分以後） 仕様検討・調達・設計・開発・試験 稼働・運用 ○個人住民税の申告（令和7年12月以後予定） 仕様検討 調達 設計・開発・試験 稼働・運用 ○その他の申告・申請等手続（順次対応）				
特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化 （令和6年度分以後の個人住民税から） 設計・開発・試験 稼働・運用				
eLTAX次期更改 （令和8年9月予定） 調達 設計・開発・試験 稼働・運用				
軽自動車税 二輪車等申告・申請等の電子化 ○小型二輪（OSS／軽JNKS）（令和7年3月末予定） 設計・開発・試験 稼働・運用 ○軽二輪（OSS）（令和7年12月末予定） 設計・開発・試験 稼働・運用				
地方税関係通知の電子化 ○固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割 仕様検討 調達 設計・開発・試験 稼働・運用（※） ※法人あて：令和9年4月稼働予定 個人あて：令和10年4月稼働予定				
地方公金収納のデジタル化 （遅くとも令和8年9月から） 法案成立 仕様検討・調達・設計・開発・試験 稼働・運用				

利用促進

eLTAX・eL-QR利用促進の取組

(1) 地方団体のニーズ調査

- ・ eL-QRを活用したキャッシュレス納付の推進に関する広報アンケート結果（送付）
（令和7年3月21日付け事務連絡）
- ・ 自団体職員に係る個人住民税（特別徴収分）ダイレクト納付の積極的な利用のお願い
（令和7年4月21日付け事務連絡）



(2) 分析結果（キャッシュレス納付の推進）

アンケート結果を分析した結果、以下の要望・意見が見られた

- ・ 地方団体がSNS・広報媒体等において活用できる、全国共通のキャッシュレス納付推進動画を作成してほしい
- ・ クレジットカード納付の手順がわかりづらいので、周知・案内方法を改善してほしい

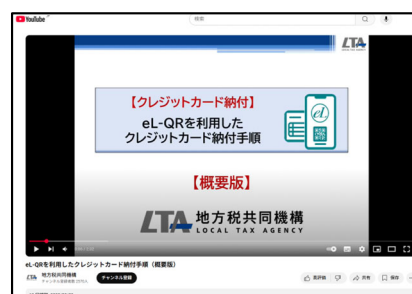
この意見を踏まえ、下記（3）の3本の動画を作成・公開

併せて、今後も動画コンテンツを通じたeLTAX・eL-QRの案内強化及び利便性向上を図るため、機構YouTubeチャンネルを整備



(3) 機構YouTubeチャンネルでの動画作成・公開（アンケート意見を踏まえた対応）

- ・ R7.4.30公開 eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付
- ・ R7.5. 9公開 eL-QRを利用したクレジットカード納付手順【概要版と詳細版の2本】【ショート動画】
- ・ R7.5.26公開 地方税の納付ならeL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス！



今年度各団体に取り組をお願いしている事項

(1) eLTAX・eL-QRの認知度向上及び更なる利用促進を図るための広報実施

【令和7年度スケジュール④・⑤】

- eL-QRを利用した公金収納スタートも見据え、「納付書が届いた際に、いつでもどこでも支払える」 eL-QRの利便性・メリットを改めて周知し、**納税者・納付者らの「行動変容」を促す。**
⇒ 機構側も各種広報資材を用意するので、これらを活用しつつ、広報に取り組んでいただきたい。
特に、令和8年度自動車税・軽自動車税（種別割）、固定資産税等の納税通知書発送時には、**封筒の目立つ場所に、キャッシュレス納付を促すバナー・広告素材を印字**いただきたい。

(2) 個人住民税（特別徴収分）のeLTAXダイレクト納付の取組

【令和7年度スケジュール⑨】

- 納付側にも収納側にもメリットがあることから、自団体職員に係る個人住民税（特別徴収分）について、eLTAXダイレクト納付を積極的に利用いただきたい。
⇒ eLTAXダイレクト納付の導入状況や、導入のメリット等を説明した資料を4月21日に提供済み。
貴団体内で出納部局・人事部局とも連携のうえ、積極的に利用いただきたい。